## 原子力委員会 政策評価部会(第2回)議事録

- 1. 日 時 2006年5月16日(火)10:30~11:30
- 2. 場 所 中央合同庁舎4号館7階共用743会議室
- 3. 出席者 近藤部会長、齋藤委員、木元委員、町委員 内閣府 原子力政策担当室 戸谷参事官 文部科学省 原子力安全課 植木課長
- 4. 議 題
  - (1) 文部科学省原子力安全課からヒアリング
  - (2) その他
- 5. 配付資料
  - 資料1号 文部科学省における原子力の安全確保(文部科学省原子力安全課)
  - 資料2号 原子力安全行政に係る施策に関する評価についてご意見を聴く会の開催について概要(案)
  - 資料3号 政策評価部会(第1回)議事録(案)
  - 参考資料 原子力安全・保安院 5 年間の発展と今後の課題 (原子力安全関係) 平成 1 8 年 5 月 (原子力安全・保安院)

(近藤部会長) それでは、時間になりましたので、第2回の政策評価部会を始めさせていただきます。

現在、所管行政庁における原子力安全確保に関する取り組みの状況についてお話を伺っているところ、前回は原子力安全・保安院からご説明を伺ったわけでございますが、本日は、文部科学省のこの分野における取り組み状況のご説明を伺うべく、植木原子力安全課長に来ていただいておりますので、お話を伺い、質疑を行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず最初に、お配りしました資料の確認をお願いいたします。

(戸谷参事官) それでは、まず資料第1号が文部科学省における原子力の安全の確保でございます。資料第2号は原子力安全行政に係る施策に関する評価についてご意見を聴く会の開催についての概要(案)。資料3号が、政策評価部会、前回第1回の議事録(案)となっております。それから、あと参考資料1といたしまして前回原子力安全・保安院から説明を受けた資料ですけれども、これにつきまして、若干修正されたものを改めて配布させていただいております。参考資料1の資料の次に参考資料1(補足)といたしまして、前回との変更箇所について説明等がついております。

(近藤部会長) はい、よろしゅうございますか。

(近藤部会長) それでは、最初の議題の文部科学省原子力安全課からのお話を伺いたいと思います。お忙しいところ今日はお越しいただきまして、どうもありがとうございます。大体、20分程でご説明ください。よろしくお願いします。

(植木課長)文部科学省原子力安全課の植木でございます。よろしくお願いいたします。

お手元に資料がございますけれども、1ページから7ページまでが基本的な、どういうことをやっているかという一般的な説明になっておりまして、8ページ以降が最近の動きというものになっております。

初めに1ページ目、文部科学省におきましては、今95人でございますけれども、原子炉等規制法等に基づきまして、発電をしない研究開発段階炉、試験研究炉、それから核燃料物質の使用などを規制しております。それから、原子力防災ということで、緊急時モニタリングですとか、あるいはまた緊急時医療というようなこともやっております。それから、放射線障害防止法に基づきまして、ラジオアイソトープ等の規制をやっております。

その他いろいろある訳でございますけれども、本日は、保障措置についてはまた別途の機

会ということになっておりまして、それ以外のところをご説明させていただきます。

3ページ目に移っていただいて、私どもが規制している原子炉というのは23基ございますけれども、解体中で8基、運転中が15基でございます。比較的規模の大きいのは大洗の常陽とかで、あとは小さいものが多うございます。

4ページ目に、核燃料使用施設はたくさんございますけれども、ある程度使用の中でも比較的に量が多い事業所が16ヶ所でございまして、どちらかというと茨城県中心に分布をしているということでございます。

5ページ目に、放射性同位元素等の規制ということで、これは法改正いたしまして一部規制が緩やかになった部分と強化された部分と両方ある訳でございまして、資料の一番左に賃貸業、販売業については許可制から届出制になっております。放射性同位元素の賃貸、販売業というのは、現実にはほとんど放射性同位元素を扱わずに、紙の上で売ったり買ったり貸したりというのが多いものですから届け出制にいたしました。一方で、定期検査、これはもちろん一定の量を使っているところだけなのですけれども、そのほかに、定期確認ともうしまして、定期検査は基本的にハードの部分をやっておりまして、定期確認は、ちゃんと放射線管理がなされているかとかソフトの部分について、規模に応じて3年ないし5年に1回、確認ないしは検査をするということでございます。さらに、放射線取扱主任者に対しては、毎年の定期講習の義務づけなどを平成16年の法改正でやっております。

6ページ目、原子力防災は、もちろん試験研究炉ですとか、核燃料物質の使用というようなもの関する防災もございますが、原子力発電所や核燃料サイクル施設につきましても、緊急時モニタリングとか緊急時の被ばく医療とかというものは私共で対応させていただいております。

7ページ目、環境放射能ということで、一般的には水準の調査ということで環境放射が一番上にございます。真ん中で、原子力施設周辺の放射能調査もやっております。それから、3番目の米国の原子力艦、軍艦ですね、潜水艦、それから航空母艦があるんですけれども、それの寄港は横須賀、佐世保、沖縄でございますけれども、その際に環境モニタリングをいたしております。

原子力艦については、大体毎年延べ50隻ぐらい、主として潜水艦でございますけれども、 年間、2~300日程度の滞在ということで、その間、ずっと環境モニタリングを続けてお る訳でございます。

ニュース等でご存じかと思いますけれども、今、横須賀に配備されています航空母艦、こ

れは通常艦なんですけれども、これが2年後に、原子力空母に置き換わるということで、そうなりますと、横須賀にかなり長く滞在することになりますが、これまでも原子力艦が来たことはあるんですけれども、それは一時的な立ち寄りでございますけれども、2年後からは、外務省的には、いわゆる母港、法的には船籍はアメリカにある訳で、例えばいろいろな大規模な修理をするとか、いろいろなことが日本では行わないんですけれども、乗組員が住んでいるという意味で、いわゆる母港と言われておりまして、そういうことで滞在日が長くなりますれば、それに応じて環境モニタリングも現在の倍ぐらいになるだろうなというふうに考えております。

8ページ目からが、最近の私どもの動きでございます。

まず、原子炉等規制法に基づきまして、保安活動の品質保証ということで、保安規定記載 事項としまして、品質保証計画をつくれとか、それからどういう組織で品質保証を行うか。 それから、実際に品質保証の評価はどうするのかというようなことを規定させております。

ただ、原子力発電所と違いまして、非常にバラエティーに富んだものが多いもんですから、 現実にはなかなか品質保証というものは積極的にうまくできているところと、まだまだのと ころといいますか、やはり規模の大きい事業者は比較的順調でございまして、なかなかそう でないところもございまして、まだまだ課題がたくさんございます。

それから、あと2つ、許可を受けていない核燃料物質及び許可を受けてない放射性同位元素、これは要するに許可とか届出を受けていない放射性物物質が発見されるということが度々ございまして、大体、一月に3~4回ぐらいございます。これはどちらかと言うと、核燃料物質よりは大部分は放射性同位元素の方が多いということでございまして、核燃料物質に関しましては、光学関係で、ガラスにトリウムを添加することによって透明度をあげるとやっていた、そういうものの残りがあるとか。

それから、RIにつきましては、例えば昔医療機関で使っていたラジウム針が残っていたとか、ものによりましては、昭和30年代の法規制以前のものもあるということでございます。

それで、私ども、去年、特に放射性同位元素に対しまして、RI法規制事業者に対して、 半年ぐらいにわたりまして再点検を命じて、それでかなり出てきたんですけれども、その後 でもまたどうしても出てくるということで、今、放射性同位元素につきましては、個々の線 源に対しては登録システムを導入しようと今計画いたしております。かなりの部分は、日本 アイソトープ協会から供給されておりますから、ここで1つ1つの線源について登録をして いけば、新たな問題は起こらないだろうと思います。

ただ、昔からあるものについては、これは大学の研究室なんかで退官した教授が置きっぱなしにしていたとか、そういうことが度々ございます。

それで、私どももパンフレットを配布するとか、文部科学省のホームページで呼びかけるとか、いろいろな手をやっておりますが、原子炉等規制法や放射線障害防止法の規制を現実に受けていないところはなかなか情報が届かない訳ですね。そういうことで、例えば国立大学協会とかにもお話をしているんですけれども、なかなか減らないというのが残念ながら現状でございます。

9ページ目、いろいろなものがランダムに並んでいるんですけれども、航空機乗務員の宇宙線被ばくということで、やはり高い空を飛びますと宇宙線を浴びますので、この辺がいろいろ前々から問題になっておりまして、もちろんICRPなんかでは、そういう介入といいますか、法的規制をするまでもないということではございますけれども、ヨーロッパの諸国の中では、法的な規制をしているところもございます。

これにつきましては、去年の11月に私どもの方で、報告書、一種のガイドラインですが、 それをまとめまして、この後、4月まで放射線審議会でご審議をいただきまして、この報告 書をもとに放射線審議会のガイドラインをつくりまして、それを放射線審議会から文部科学 省、厚生労働省、国土交通省という3省庁に通知をするということで、その3省庁からまた 定期航空協会、これは要するに航空機会社の任意団体でございますけれども、こちらにお願 いをして、各航空機会社でガイドラインをつくっていただいて運用していただくということ になっております。

簡単に申しますと、年間、航空機乗務員につきましては5ミリシーベルトというのを目安 にして限度としてほしいと。現実問題として調査をしましたところ、国際線に乗っていまし て、大体普通の乗務員、最大が年間1,000時間といわれております。それですと十分5 ミリシーベルトのうちに収まるということでございます。

線量評価はその計算によって行うのでよい。直接計測しなくても、各国ともそこまでやっていなくて計測しなくても、計算できております。

それから、ガイドラインの中で、乗務員に対する説明と教育をちゃんとしてほしい。それから、被ばく線量、これは計算によるものですから、それを記録として残して本人が閲覧できるとか、そういうことができるように、何時間だから何ミリシーベルトという推定をして、それをするようにしています。

あと、航空機乗務員は、健康診断をちゃんと常に受けておりますので、現状の健康診断を 受けているのであれば、特段宇宙線被ばくにかかる健康診断は必要ないだろうという判断を いたしております。

そういうことで、宇宙線被ばくにつきまして、当面そういう3つの省庁からの一種の行政 指導ということで、事業者がガイドラインで運用をするということになってございます。

それから、TranSAS、IAEAの輸送安全評価サービスということで、これ自体は 終わりまして、今はIAEAの方で、勧告とか助言とか、そういうものをまとめておるとこ ろでございます。

これは、輸送が、文科省、それから国土交通省、経済産業省、いろいろございますけれども、これは助言が出てきましたらまた対応策を検討したいということで考えております。

10ページ目でございますが、これは原子炉等規制法の話ですが、廃止措置にかかる安全規制ということで、これは原子力安全・保安院と同じでございますけれども、廃止措置計画の認可の義務づけ、それから終わったときの確認をやっております。

クリアランス制度、これも放射能濃度が十分低いコンクリートの塊などに関しまして、これをクリアランスして、あとは産業廃棄物として処分するなど、これは経済産業省と同じ足並みを揃えているものでございます。

11ページ目でございますが、自然放射性物質、核原料物質のようなもので規制以下というようなものでございますけれども、モナザイトとか、いろいろございまして、今さまざまな利用がされていまして、モナザイトのようなものを繊維に織り込んで、健康肌着とか、何かそういう、健康に役立つかどうかはちょっと私は何とも言えませんけれども、そういういろいろな形態があります。被ばくという面ではそれほどではない訳ですけれども、事実関係を調べながら検討いたしております。

要するに、例えば今の話だと、繊維業界とか、原子力とか放射線とも無縁の事業者が多い訳で、しかも中小のものが多いんですね。その辺をどうするのかなという、こういう自然放射性物質について、最終的に法規制ではなくてガイドラインだと思うんですけれども、ガイドラインをきちんと運用できるそういう業界であるかどうかということもありますので、これは関係省庁いろいろ、経済産業省が中心ですけれども、その中でも担当課がいろいろ分かれておりますので、今は検討を続けているというような状況でございます。

それから、IAEA輸送規制改訂、これは、法令といっても省令、告示のたぐいです。これはテクニカルの細かい話なんですけれども、そういうのがございました。

12ページ、これは少量核燃料物質の使用の安全規制、これをどうしようかと検討しておりますのは、規制免除レベルよりも高いものについて、さらにもう少し規制を広げるべきかという議論もありますし、それから国際規制物質としては規制されておりますけれども、そういう安全規制はなされていないものがございまして、そういうものも、ものによっては安全規制が必要なのかなということもございまして、この辺、もうちょっと現在調査をしているところでございます。

13ページ、これはリスク情報の活用ということでございますが、発電炉と違いまして、バラエティーに富んでいるものですから、なかなか難しいというのが現状でございます。施設ごとの運転経験に基づく情報を収集、整理しているところでございます。これはまだまだ、やってはおるんですけれども、なかなか進みにくいところでございます。

14ページ、今原子力安全委員会の方で、耐震の指針の見直しが進められておりますので、これは基本的には発電用原子炉のものでありますけれども、試験研究炉のこれを参考にするということであります。どのように参考にするかと、これは参考にできる原子炉もあり、できない原子炉もあるということもありまして、この辺をどうするか、今、原子力安全委員会で大体固めつつありますので、私どもとしてもこの辺をどうするかということを現在検討中でございます。

15ページ、高経年化対策につきましては、これも定期的に評価するところで、10年を超えない期間ごとの保安活動等の評価を義務付け、それから30年経過までの経年化評価及び保全計画の策定を義務付けております。また、そういう技術的な知見を収集しております。これもなかなか、試験研究、いろいろございますので、一様にはできないところがございます。

16ページでございますが、原子力災害対策特別措置法、これは平成11年のJCO事故を契機に制定された訳ですけれども、5年後の見直し規定が附則に入っておりますので、それで今、経産省、それから文部科学省、それぞれで検討会を設けまして、法律の改正の必要はないですけれども、やはり省令とかマニュアル、その辺の改正はいろいろしなければいけないところがあるなということで、特に被ばく医療のマニュアルの充実とか、それと防災時にはいろいろな各班があるんですけれども、防災対策の現地の各班の役割の明確化、その辺はマニュアルないしは場合によっては省令ぐらいのところでいろいろ具体的な改善をしていきたいと考えております。

17ページ、この辺は今までやっておりますところでございます。ちょっと飛ばさせてい

ただきます。

18ページも、これも今までのところでございます。

19ページで、被ばく医療体制ということで、これは一次、二次、三次というふうにやっておりまして、そういう被ばく医療体制、これは具体的に医療の各機関の連携をよくするようにしているところでございます。

先ほどの環境放射能につきましては、先ほど申しました原子力空母の話がございます。その辺が、具体的にどう、量的拡大にどう対処していくかといったところでございます。

20ページ、核物質防護対策でございますけれども、これは原子力安全・保安院と足並みを揃えまして、法改正をいたしまして防護措置を強化いたしました。それで、守秘義務を事業者側の者にも出すということでございまして、さらに防護措置を実施し、しかも防護措置がちゃんとできているかどうかというのを検査をするということ、これは想定に基づいて、一種のテロのようなことがあった場合、実際に警察等が駆けつけるまでにどれだけの時間がかせげるかという検査。あまり具体的には申し上げられませんけれども、そういうこと、これも原子力安全・保安院と足並みを揃えてやっておるところでございます。

21ページ、先ほどのものとは違いますけれども、放射性同位元素のセキュリティー対策ということでこれもIAEAでいろいろ議論がされているところでございます。今、昨年の秋から内部的に検討いたしております。ただ、核物質保護の場合は、発電所ですとか、それでなくても研究機関の大きなところでございますけれども、放射性同位元素というのは、工場とか病院とかいろいろなものがございまして、なかなか原子炉等規制法の対象ほど簡単にいかない。やはり非破壊検査に使います線源というのは運びやすいふうにできていますから、逆に奪取しやすいという言い方もできます。

それから、一部の医療機関の放射性同位元素を使った機器の中でも運搬のしやすいものが ございます。そういうところに対して、どうセキュリティーを向上させていくかと、いきな り法規制でやっても、難しいところもございますから、まずは国としてガイドラインを示し て、それで病院とか非破壊検査とか、そういう業界に守ってもらうというところから最初の 一歩を始めようと考えておりますが、病院も昔に比べるとそういう警備の強化はされてはお るんですけれども、基本的に救急病院ですと、救急患者は誰でも入れるということで、救急 患者で来た人をセキュリティーチェックするということは基本的にないといいますか、開放 された形になっております。その中でどうやってセキュリティーを強化していくかというこ とだと思います。その辺、なかなか難しい問題がございますけれども、内部検討いたしまし て、ある程度の結論を得たいと思っております。

そういうことでございまして、非常に原子力安全・保安院に比べまして、私どものところは規模が小さい訳ですけれども、あまりにも種類が多様でございまして、なかなか1つの方法で対処するというのではなくて、ものによって分けながら対処しなければいけないというようなことになっております。それが一種の特徴かと思います。ですから、どうしてもなかなか原子力安全・保安院のように、すぐにできず、やや時間がかかってしまうというようなところがございます。そんなことでございまして、最近の安全確保に関する状況でございます。以上でございます。

(近藤部会長) はい、どうもありがとうございました。

それでは、先生方、ご質疑をお願いいたします。

(町委員)研究炉に関してですけれども、様々な研究に使っているので、柔軟な使い方が必要です。安全はもちろん大前提ですが、研究員が使いやすいようにということも配慮した、規制を考えることが大事だと思います。

IAEAが、研究炉のコードオブコンダクトを出しております。これも参考にするのに値 すると考えます。

(植木課長)なかなか現実問題として、いろいろなケースがありますから。あまりこう言ってはいけないんですけれども、現実的に予算面の制約があります。だからもちろんIAEAのいろいろなものもありますけれども、そういう研究炉についてもIAEAの中でもいろいろな議論があります。それを集めると扱いも大分違えているように思いますので、基本的にはIAEAのいろいろな基準類は尊重いたしますけれども、現実のことを考えますと、あまり厳しくやって大学の研究がなくなってしまっていいという訳ではないと思いますので、そこを、具体的にどうするかというのは、本当に現場でそういう安全管理をやっておられる方と相談しながらやっていくという、そういう形になっております。

(町委員) 現場で研究炉の運転や利用をやっている人の意見を聞くのは非常に大事だと思います。彼ら自身が安全に関するアセスメントをやって、それに対して規制側がコメントを言うことはやっておられるんですか。

(植木課長) それは今積極的にやっておるところでございます。

それから、大学の安全文化も昔に比べて変わってきたように思いますので、昔はあまりそういうことは気にしないで使うような文化もあったんですが、今はだんだんそういう安全をきちんとやっていかなければという感じになりつつあるというふうに思います。

(町委員)実は、FNCAで国際的な研究炉のピアレビューを各国でやっております。その場合は、それぞれの国がセルフアセスメントを出しており、それに基づいて、日本の専門家も含めた各国の専門家が、各国の研究炉に行って、ピアレビューをやっております。こういう活動も大事だと思います。

(近藤部会長) 齋藤委員。

(齋藤委員) おっしゃるとおり非常にバラエティーに富んでいて一品料理的なところがあり、 こういう安全確保、規制というのは非常に難しいところもあり大事なところだと思います。

その中で、何点か気になるところがありますけれども、1つは、長年、私もいろいろと携わってきて、研究炉、試験炉の使用済燃料の処分問題があります。これは今アメリカに引き取ってもらっていますが、これもアメリカが打ち止めだというのを2回も延長してもらって、たしか2009年までは引き取ることになっていると思います。大変な努力をいたしましたけれども。

それで、最近では、研究炉用の板状燃料はアルゼンチンが一番安いので、アルゼンチンから買おうかという話があるようで、そうするとその使用済燃料をアメリカが引き取るということはないのではないか。それから、いずれにせよ2009年後の使用済燃料処分をどうするのか。これは、ウランーモリブデンを使って再処理できる燃料に変えるという話もあり、いろいろとやっていますが、必ずしもウランーモリブデン燃料もうまくいってないという話もあります。この前の原子力政策大綱でも、ある種研究炉の使用済燃料については必ずしも再処理を義務づけるかという話もあり、要するに直接処分の道も検討してもいいのではないかという議論もあった訳でありまして、この問題は非常に時間がかかりますので、なるべく早く研究炉、試験炉を所有している原子力研究開発機構、大学等々と相談いただいて、長期的な取り組みをぜひ行っていただきたいとお願いします。

それから、先程来、原子力艦の話が出てまいりましたけれども、原子力艦防災における緊急時のモニタリング体制、これは今まで原子力潜水艦の寄港のたびにされているというのは存じておりますけれども、万一、事故が起こった場合の責任というか、監督は国土交通省になるのですか。

(植木課長) 今はですね、内閣府の防災担当になっております。昔ですと国土庁の流れですが、要するに中央防災会議で5年前ですけれども、原子力船に原子力艦が追加されまして、非常にややっこしいんですけれども、ほかの原子力施設は原子力災害対策特別法に基づいているいる措置がされているんですけれども、原子力艦は災害対策基本法でやって、原子力災害特

別措置法ではないんですね。ですけれども、中央防災会議の防災基本計画の中ではほかの原子力施設と横並びで追加されております。主な担当ということでは内閣府防災担当で、そのもとで文部科学省とか国土交通省とか経済産業省とか、いろいろなところが動くという、そういう体制になっております。

(齋藤委員)要するに、その所有者は日本ではなくてアメリカな訳ですよね。したがって、万 一事故が起こった場合どうするというのはマニュアルがきちんとできているのですか。

(植木課長) 5年前に中央防災会議で追加された後、実際のマニュアルを関係省庁で集まりましてつくりまして、マニュアルの中の技術的項目については原子力安全委員会につくっていただきまして、どのような範囲で避難するか退避するか、そういう距離も決めていただいて、その中で実際の事故が起こったときの初動といいますか、1つは米軍側から外務省ないしは防衛施設等に続いてくるルートと、あとは文部科学省がモニタリングをしていますから、その数値を定めています。その2つのケースを想定して対策を立てるという形になっております。

(齋藤委員) それ相応の事故の場合には住民が避難するということでしょうが、一般的には船の方が港の外に出ていくべきところ、そういう話がきちんと通じているかどうかということですが。

(植木課長) それもあります。アメリカ側は、基本的にそういう住民を巻き込むような災害に はならないと言っています。たとえ船の外に放射性物質が出ても基地内にとどまるというの がアメリカ側ですけれども、逆に日本の側は、いわば原子力の事業者に当たる米軍がそう言 っていても、それを超えるものも一応想定をして計画をつくっていると。

ですから、実際には出航してしまうとか、そういう可能性もあると思います。だけれどもそうではない場合も一応念頭に置いて、措置をとっているということでございます。

(齋藤委員) 次に、これはテロ対策をいろいろとやられていて、これは当然のことながら詳細 はお話しいただく話ではなくて、実施されているということであれば、我々は、そうですか、 しっかりやってくださいということでよろしいかと思います。ただし、関連して最近話題に なっていることですが、こういう関係データがパソコンから流出することのないよう対策を とり、徹底させていただくようお願いをしていきたいと思います。

最後に、種々異なった検査とか、品質保証計画の妥当性の吟味とかをなされる訳ですが、 そういう意味合いで、それらに精通した検査官というのは十分にいらっしゃると思ってよろ しいか。あるいはそういう人をどう確保するか。どう教育するかとか等についてお聞かせ願 いたい。

(植木課長) 十分とは実は言えないんですけれども、そういう品質保証の能力のある人を任期付き任用したり、あるいは中途採用とか、そういった形で一応手当てはしております。十分とはなかなか言えないところが現状でございます。

(近藤部会長) 木元委員。

(木元委員) 3つほど、ご質問させていただきます。今、齋藤委員長代理がおっしゃった横須賀の空母の寄港の件ですが、2年後といってももう反対運動が出揃っている訳です。ホームページにアクセスする方もいらっしゃるし、今まで行っている環境放射能調査、そういうデータは完全にオープンになっている訳ですよね。それをもとにして、例えば横須賀で原子力空母寄港反対の方々との対話とか、タウンミーティングのようなものはこの安全確保という観点から行うことは今後ありますか。

(植木課長) それは、今、外務省が中心になって対応していますので、外務省からご要望があれば、また対応したいと思っております。今、窓口がいろいろあると混乱しますので、本件については外務省が、神奈川県、横須賀市の窓口になっています。その辺の仕切りに従ってやっていきたいと思っております。

(木元委員) そういう場合、データの説明はなさるということですね。

(植木課長) ええ。

(木元委員) それから、2つ目なんですけれども、8ページで国、事業者等の責任というところで、疑問が残るんですけれども、この間も気象庁でとても古いものが、地下室から出てきましたね。まだこういうものは、ぞろぞろ出てくるのではないかと思うのですか。

(植木課長)出てきては困るんですけれども、要するに昔の法規制以前のものも相当あるんで すね。歴史の古い機関ですと、いつごろのものかわからないとか、半減期の長いものですと、 ラジウムのようなものですとどうしても法規制の範囲内に残るものがあると。

あとこう言っては何ですけれども、昔は割と大学などはルーズなところがありまして。

(木元委員) 今は。

(植木課長) 今は、いろいろ規制が。ただ3代前の教授が勝手に持ち込んでいたとか。

(木元委員) よく聞きますよね。

(植木課長) 持ち込んでいたというのではなくて、本来ある場所と違う場所に置きっぱなしにしていたと。

(近藤部会長) 大学教授が住んでいた古い家屋を解体したら出てきたとか。

(木元委員) 何のために持っているんですか。

(近藤部会長) 自宅で研究していたんでしょうけれども、退職して亡くなられて、その家をブルドーザでつぶしたら出てきたと。

(木元委員) まだまだたくさん出てくる可能性はあるんですね。

(近藤部会長) たくさんは無いでしょうけれど、古い時代ですと管財売の記録すら無いのです。 (木元委員) 何かあったときに大騒ぎになるので、ある時期に一回倉庫の整理をしろとか。

(植木課長) いや、それは去年実施しました。去年、RIの許可届出事業者については総ざらえをしてやりましたけれども、そういう許可と関係ない人たち、おじいさんが医者だと、遺品の中にラジウム針があったとか。それが何かの拍子で見つかる訳です。測ってもらったら線量が高かったとか。そういうものがどうしてもなくならないのが現状でございます。

(近藤部会長) テレビの骨董品の品評会みたいな世界がある訳ですよ、どうしても。

(木元委員) あるんですね。

(齋藤委員) それに関連して、中小企業の方から数例聞いたことがあるのですが、そういうものがないかを調べなさいとの指示があり、出てきたと言うとお役所からこっぴどく叱られ、業界仲間では、もし、無届けのR I が見つかっても報告することを躊躇するとの話もある。 (近藤部会長) 報奨金でも提案しますかね。難しいですかね。

(木元委員) やはりちゃんと自己申告する道筋があればいいだろうと思います。それが1つ。もう1つは、ちょっと気になったことがありまして、モナザイト、11ページです。4,5年前、埼玉県で地下に埋めてあったのが出てきて、住民が大騒ぎをしてニュースになりました。その後、それをどこに保管したかというと、旧科技庁の倉庫です。テントみたいなものをかけて、どうっていうことはないということには一応はなったんですけれども、こういうものであるということがわかったときに、それが規制の対象になっていないという話も出たりしてテレビでも大騒ぎになったんですが、例えば今回の事例としてお挙げになった繊維業界が繊維の中に織り込む、そういう場合でも、許可は必要ないんですか。

(植木課長) 非常に低いレベルですので、核原料物質使用の許可は要らないレベルのものです。 モナザイトなんかも、あまり高いものは輸入されなくなっているようではあります。だけど そうは言ってもまだまだそういうのはあります。

だから、法規制のレベルではないんですけれども、やはりそういうものがまとまって廃棄 されるとどうなのかという問題があります。ちょっとその辺は事実関係を調べながら何らか の形でガイドライン化をしてですね。 (木元委員) あのときも科技庁の管理体制がどうなっているかと大分突き上げがありましたからね。

(植木課長) 基本的にはごく微量でありますから健康に影響はないということになる訳ですので、世の中にはやはり心配をする方もおられますので。

(木元委員) まだ現在でも温泉に使用している訳ですよね。

(植木課長) そうでございます。

(木元委員) ありがとうございました。

(町委員) 商品として売られているようですが、容器にトリウムが入れて家庭のお風呂につるすことによって、ラジウム温泉の効果を作るというものがあります。さきほどの繊維にモナザイトを含ませたものなどの市場にでているものを放射線防護の観点から検査していただくことも必要だと思います。普通の一般の国民が知らないで不必要な放射線を受けるというのは、好ましくないと思います。

もう1つの関連で、私の理解が正しければ、かつてフィリピンだと思いましたけれども、 スクラップの中に、中性子源が混入して、日本の港に入ってきたことがありました。その後、 ゲートモニターを設置して、そういうことが二度と起こらないようにすると聞きましたが、 ちゃんと検査されているんでしょうか。

(植木課長) 主な港、空港などではかなり税関の方でゲートモニターを整備されています。

それから、あと民間でも産廃の処理場でもたくさんありますから、全部ではありませんけれども、かなりそういうゲートモニタをやっております。逆に、それで引っかかったものもあるということです。

輸入の場合は、すぐに送り返すようにするんですが、国内で、産廃でゲートモニターに引っかかったというのもあります。そういう意味で、発見しやすくなってきています。昔の住友金属の和歌山製鉄所に持ち込まれた、あの後は随分スクラップ業界も力を入れていました。改善はされていると思います。

(近藤部会長) 政策評価という視点でいくつか意見を申し上げます。第1は今の点、放射性物質を扱うことは法規制の制定より前から行われていたところ、豊臣秀吉は刀狩りをやって刀を全部集めたからよかったけれども、関係の法律をつくったときに、原則禁止、能力のある者のみ許可をするという法律をつくったときに、刀狩りをやらなかったので、どうしても時々発見される訳です。

これは行政のコストパフォーマンスを考えると、しようがないのです。けれども、最近に

戻り、テロの問題に関連して、国際条約等がやや理念的に先行して、難しいルールをつくってしまっていると。

そこで、現場を担当している安全課が大変苦労していると。その事情について伺った訳ですけれども、これは引き続き苦労してやってくださいと申し上げるより手はないのか。原子力関係者以外の方にそういう問題があるんだということを、どういう形でお伝えするのがいいのかという問題ひとつとっても、悩みは深いでしょう。規制対象者はおっしゃるようにメールを送れば何とかなるんだけれども、それ以外の方はそういう問題がこの世にあるということを共有できてい、だから放置されている。しかしそれはやらざるを得ない仕事。そういう放射性物質の持つ、センシデビディに鑑みてのPAをどうしましょうかということを原子力安全課が大変悩んでいるというのは大変申し訳ないので、原子力委員会としてもその辺について何か考えるか、でも、せっかく原子力に馴染んでこられたのに、放射性物質は大変危険だと騒ぐのがいいのかと、そういう問題もあるので、だから、そう簡単ではないんですけれども、しかしそういう問題があるということを、どうやって国民と共有していくかという問題をかかえておられること、これに対して放射性審議会等でご議論いただいているんだと思いますけれども、対策に知恵を出していただくということが重要ということ。苦労しておられるということを把握した上で、引き続き頑張ってくださいというのかなと思っております。

いわゆるパブリックアクセプタンスという言葉をよく使いますけれども、そういう問題があるということについて、国民と情報共有することが重要だと我々が言うのは簡単なんですけれども、どうしたらよいか、それは今、条約改正でも大変苦労しておられると理解しておりますけれども、それも同じ問題があるので、この重要性を共有しないと改定の国会審議等にスムーズに行かないんじゃないか、だから、原則論になりますけれども、問題意識を教育していただく努力をすることが大事と思いました。

2番目は、許可を受けた人の問題ですが、おっしゃるように、人々の安全にかかわる関心、感覚は随分変わってきたと。特に、JCO事故で、核燃料加工施設ですら臨界事故が起こるということで、そういう施設に対する監督、規制、行政のあり方が厳しく問われた結果として、随分と変わったと思うんです。そして、文科省の所掌にかかわるところでも、原則は許可を受けた者が、安全確保の第一義的責任を負っているということから、規則を遵守し、そのことを確かにする。品質保証をちゃんとして、人と組織に安全文化を確立する。規制はこれを監査する。これが原子力委員会が、国民の常識としたところであり、この観点から評価

をさせていただくのかなと思っているんですけれども、これはちょっと揚げ足をとるようなことになってまことに申し訳ないなと思うですけれども、10ページから見出しは、安全文化の確立というところで、12ページまで書いてあるんだけれども、中身を見ると、これが安全文化とどこでつながっているのかなと、現場における安全文化ということについて、その重要性についてどのようなメッセージを送っておられるのかなというところについて、ちょっとこの紙だけでは、表題はあっても中身が見えないなという気がいたしました。

それから、第3には、国際基準をつくるプロセス、これに参画してIAEAの規則があるんだけれども、日本は日本とおっしゃる。ここのところ20%のお金を分担して払っている立場としては、つくったものはちゃんと使うべきだというふうに思うし、またFNCA等でも、途上国に対して、IAEAの基準を使いましょうと言っているところ、国内は議事録を見るとそれはそれとして勝手にやっているんだとなるのはどうか。そうではなくて、使ってあげて国際協力を通じて、より現実的なルールをつくるというところに寄与していくということが一番重要なのかなと思う訳です。そういう意味では、国際的な活動というのは、受身じゃなくてプロアクティブな活動があってもいいのではないかと、思ったところです。

第4には、先ほど既にご質問があったことかと思いますけれども、安全確認、これは、私は「定期」という言葉をつけることに一貫して反対をしているんだけれども、つまり、「定期」というのは何となくノーティファイして、確認、立ち入るということで、そういう意味ではあまり実効的ではないのではないということと、その間隔をどう考えるかと。これも規制のリソースとの関係でなかなか難しいんですけれども。

それから、これも先ほど、どなたからかご質問があったように、確認に入る方の能力の問題。そこら辺についての最適化というか、これは最近の言葉で言えば、規制当局の安全文化の問題。あるいは品質保証の問題になる訳ですけれども、これについては何かの規制当局としての問題意識というか、整理したものを何かお持ちなんですか。

(植木課長)整理したものというか、今研修は昔に比べてかなり充実するようにいたしておりまして、あと人材的にも中途採用の方をふやして足りないところは補うと、そういうことはやっておるんですけれども、なかなかそれ以上のことはできていないという状況でございます。

あとその安全とはちょっと違いますけれども、セキュリティーの関係で、文書の保管をき ちんとするとか、そういうところ、ちょっと安全とは別なんですけれども、昔よりはきちん とするようになっておりますけれども、まだまだちょっと努力が足りない面が多いと思いま す。

(町委員) そういう意味では、この安全課の定員95名と書いてありますけれども、その中で、継続的に長期間安全管理業務に携わっておられて、過去の経験を活用している人の比率はどのくらいなんですか。

(植木課長) おおよこのうちの70人かそれぐらいはかなり原子力プロパーに近いですね。ただ、文科省と経産省とそれから安全委員会事務局をぐるぐる回っていればいいという訳ではなくて、多少ほか分野もときどきやらせるというようなふうにはしておるんですけれども、かなり原子力がメインな者というのは、7、80人おります。

(近藤部会長) この定期確認の結果というのは公表されているんですか。

(植木課長) 保安検査でやっていることを確認して、その結果については安全委員会に報告するという形をとっております。

(木元委員) 定期確認だからちゃんと通達をして日時を決めてやる訳ですよね。

(植木課長) いつやるかということですよね。それはそうなります。

(木元委員) 非通知で行くということはあり得ないんですか。

(植木課長) それはちょっとないですね。

(近藤部会長) 3年後に1度ということになると、ある程度マスというか、内容豊かなことを やりたいとお考えなんでしょうね。だから、非通知であるよりは十分準備してくださいとい うことになると思うんですよね。そこは、費用対効果の最適化の結果でそうなっているんだ と思います。

それでは、今日ご説明いただき、ご意見をいただきました。引き続き勉強させていただい て、私どももまた評価をしたいと思います。

どうもありがとうございました。

(近藤部会長) それでは、次の議題。

(戸谷参事官)次の議題は、資料の第2号といたしまして、原子力安全に係る施策に関する評価についてご意見を聴く会の開催についてご説明申し上げます。

1. のところに趣旨と書いてございますけれども、今回この評価作業の一環といたしまして、政策評価部会としてこれまでに報告された原子力安全行政に係る施策が効果的・効率的に実施されているか、あるいは改良・改善すべき点があるか等どう評価するかということについて国民の皆様のご意見を伺う。そういったことから、このご意見を聴く会を開催したら

どうかということでございます。

それから、参加の有無にかかわらず、ご意見も募集をするということになっております。 当日の会の運営は、2部構成になっておりまして、第1部で3、4名程度の有識者の方か らご意見を伺い、第2部は事前にご意見をお寄せいただいた参加者でなおかつ当日ご発言を

希望するという方からご意見を伺うというようにしております。

2. の開催日時・場所につきましては、6月上旬、場所につきましては福島県の福島市を予定しております。

プログラムにつきましては、先ほど申し上げましたとおりでございますが、開催趣旨の説明の後に、第1部と第2部から構成をされるということでございます。

それから、4. といたしまして、この政策評価部会の構成員が意見を伺うということになっております。

参加募集要領につきましては、別途作成するということでございます。それから、次のページの6.の当日の進行方法ということでございますけれども、第2部におきまして、できるだけ多く方からご意見を伺うということで、お1人3分程度でご意見の開陳を求めるということでございます。

以上であります。

(近藤部会長)はい、ありがとうございました。いかがでございましょうか。今日は、16日 だから、今決めて大丈夫かいということもありますけれども、事務的に努力していただいて、 これは大体どれくらいの会場をお願いしますか。

(戸谷参事官)会場の規模は200名程度が入れる会場です。

(近藤部会長) 今から福島市で200名集めるは、なかなか大変かもしれませんけれども。

(近藤部会長) 頑張ってやっていただきましょうかね。

よろしゅうございましょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

(近藤部会長) このままではプレスもできないから、人とか日にちとかはっきり決めて早急に。 (戸谷参事官) これにつきましては、まずこの有識者の方の出席の確定を今急いでおりまして、 この一両日中には確定をする見通しでございますので、それと同時に日時についても事前発 表をするという段取りで進めさせていただいております。

(木元委員)確定しなくても、早く日時を発表していった方がいいかもしれませんね。日時の 確定だけ。例えば、ご意見を発表していただく有識者の方、なかなか人員が決まらないケー スだってあり得るので。

(近藤部会長) オープンにしてやるというのもあります。しかし、もう一両日中というから、 腹くくって、大丈夫ですね。

では、そういうことで、曖昧な状況でありますが、こういうことでこれを開催することについてよろしゅうございますね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

(近藤部会長) ご了承いただきました。ありがとうございました。

(戸谷参事官) これで本日の議題についてはすべてでございます。

次回につきましては、5月30日火曜日でございますけれども、11時から12時、議題 につきましては、事業者からのヒアリングということでございます。

(近藤部会長) ありがとうございました。

それでは、第2回の政策評価部会をこれで終わらせていただきます。 ありがとうございました。

一了一